一般競争入札の実施について(公告)

下記のとおり、格付等級指定型条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び山形市契約規則(昭和39年市規則第18号。以下「規則」という。)第18条の規定に基づき、公告する。

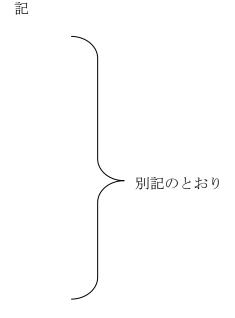
なお、この入札は、山形市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。) により執行する。

令和7年7月2日

山形市長 佐藤孝弘

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工期
- (4) 入札参加資格
- (5) 予定価格
- (6) 前払金の有無
- (7) 部分払の有無
- 2 入札執行等の日時等
 - (1) 競争参加資格確認申請期間
 - (2) 競争参加資格確認結果通知日
 - (3) 入札書の受付期間
 - (4) 開札日時
- 3 入札参加者の資格
 - (1) 工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程(昭和57年市告示第35号)に基づく資格を有するものであること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - (3) 規則第25条第2項の規定に基づき、競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
 - (4) 本件工事に対応する工種に係る建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建設業の 許可を受けていること。
 - (5) 山形市内に本店又は建設業の許可に係る営業所を有していること。
 - (6) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の期間中でないこと。
 - (7) 山形市工事請負業者指名停止要綱(平成7年4月1日施行)に基づく指名停止の期間中でないこと。
 - (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続(同法に基づく更生計画の認可の決定後である場合を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続(同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。)中の者でないこと。
 - (9) 山形市建設工事請負契約約款第49条第11号の規定に該当しない者であること。
 - (10) 山形市電子入札運用基準(平成22年4月1日施行。以下「運用基準」という。)第4条 第1項の規定に基づき電子入札システム(規則第17条第3号に規定する電子入札システム をいう。以下同じ。)による利用者登録を行っている者又は運用基準第6条の規定に基づき



市長が認める紙入札参加者であること。

- (11) 本件工事について、建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者を配置することができるといる。 とともに、常駐の現場代理人を配置することができること。 なお、この場合における現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、兼務することができるものとする。
- (12) 入札に参加しようとする者の間で、一方の会社等の代表者が他方の会社等の代表者を 現に兼ねていないこと。ただし、入札執行の完了に至るまでに上記の事実が判明した場合に おいて、これに該当する者のうち、一者を除く全ての者が入札を辞退したときは、残る一者 については入札参加者の資格があるものとする。
- 4 契約条項等を示す場所

山形市役所9階 山形市まちづくり政策部建設契約課

- 5 入札保証金 免除する。
- 6 契約保証金 契約金額の100分の10以上を納付すること。
- 7 競争参加資格確認申請の手続等
 - (1) 本件入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を 【別記の日時】まで送信し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (2) 競争参加資格確認結果の通知は、【別記の日】までに通知する。
- 8 入札方法等
 - (1) 入札は、電子入札システムにより入札金額、くじ入力番号(3桁の任意の数字)等必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付して送信すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。
 - (3) 本件入札については、山形市最低制限価格制度を適用する。
- 9 紙入札の場合の手続
 - (1) 本件入札で紙入札を行うことができる者は、紙入札の承諾を得た者に限る。紙入札の承諾手続は、運用基準により、「紙入札(見積り合わせ)参加承諾願」を【別記の日時】までに山形市まちづくり政策部建設契約課に持参し提出すること。
 - (2) 紙入札に係る書類の提出方法
 - ア 紙入札参加者の競争参加資格確認申請書の提出方法

紙入札参加者は、一般競争入札競争参加資格確認申請書を山形市まちづくり政策部建設 契約課に持参し紙入札(見積り合わせ)参加承諾通知を提示の上、提出すること。

イ 紙入札参加者の入札方法等

紙入札においては、次の書類を山形市まちづくり政策部建設契約課に持参し、紙入札(見積)合わせ)参加承諾通知及び競争参加資格確認通知を提示し提出すること。

- (ア)入札書は、「入札書用封筒」に封かんの上、封筒の表面に「入札書」の文字、工事名、 住所及び商号又は名称を記載すること。
- (イ)工事費内訳書は、「工事費内訳書用封筒」に封かんの上、封筒の表面に「工事費内訳書在中」の文字、工事名、商号又は名称、担当者名、電話番号及びFAX番号を記載すること。
- 10 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、入札開始日の3日前日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午後3時までに山形市まちづくり政策部建設契約課に質問書を提出すること。

11 入札の無効

- (1) この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札、入札書の金額が工事費内訳書の積算金額と異なる入札その他入札に関する条件に違反した入札は、これを無効とする。
- (2) 入札参加者が営業停止処分又は指名停止の措置を受け、入札時点において営業停止又は指名停止の期間中である場合は、その者のした入札は、これを無効とする。

12 その他

- (1) 設計図書は、電子データにより閲覧に供する。
 - なお、設計図書電子データの閲覧に係るインターネットサイトURL及びパスワードについては、別記に示す格付等級及び本店所在地に該当する全ての者に対して、電子メールで送付する。
- (2) 別記において前払金「あり」となっている工事のうち、契約金額が200万円以上の工事については、中間前払金の支払の対象とする。
- (3) 別記において部分払「あり」となっている工事については、複数年度にわたる工事(債務 負担行為に係る工事)を除き、中間前払金の支払の対象とならない。
- (4) 入札参加者の連合その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (5) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を 及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定の日から契約を締結する日ま での間に、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知 すること。なお、通知書については、山形市のホームページに掲載する様式に準じて作成す ること。

13 問合せ先

山形市旅篭町二丁目3番25号

山形市まちづくり政策部建設契約課 電話023-641-1212 (内線462・463番)

別 記(電子入札案件)

1 入札に付する事項

工事番号	工事名 工事場所	工期	入札参加資格	予定価格 (税抜き)	前払金 の有無	部分払 の有無
002506	山形市立第二中学校高圧ケーブル改修工事	令和8年 2月27日	・電気工事 ・Aランク又はBランク	¥4, 046, 364	あり	なし
	山形市西崎地内		・市内本店			
	※本件工事は、山形市営繕工事週休2日確保工事実施要領(令和6年4月1日施行)に基づく月単位の週休2日を確保する発注者指定型の対象工事であり、予定価格の算定に当たり月単位の週休2日の現場閉所率による経費の補正を行っている。 その他必要な事項は、特記仕様書に記載する。					

2 入札執行等の日時及び場所

手続等	期間	場所
競争参加資格確認申請	令和7年 7月 2日 から 令和7年 7月14日 正午まで	電子入札システム による
競争参加資格確認結果通知	令和7年 7月15日	電子入札システム による
入札書の受付	令和7年 7月16日 から 令和7年 7月17日 正午まで	電子入札システム による
紙入札参加承諾願	令和7年 7月14日 正午まで	建設契約課

⁽注)上記期間は、特に指定する場合を除き、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで(電子入札システムによる手続については、午前8時から午後10時まで)とする。

3 開札の日時及び場所

工事番号	開札日時	開札場所
002506 令和7年 7月18日	午前 9時15分	山形市庁舎11階 入札室